

各障がい福祉サービス事業所・施設 代表者 様
(松江市に所在するものも含む)

島根県健康福祉部障がい福祉課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う感染対策の徹底等について

本県福祉行政の推進につきましては、平素から、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、現在、県内の新型コロナウイルスの陽性者数が増加傾向であり、直近（令和 6 年第 30 週、7/22～7/28）の定点医療機関（38 医療機関）あたりの患者数は、前週比約 1.4 倍の 14.11 人となり、今後の感染の動向について予断を許さない状況です。

つきましては、各事業所・施設等におかれましては、改めて、下記のとおり感染対策の徹底等をお願いします。

記

1 感染対策の徹底

各事業所・施設におきましては、基本的な感染対策（手洗い・手指消毒、換気、マスク着用）を徹底していただきますよう改めてお願いします。特に換気について、夏場は冷房の使用により不十分となりがちですので、暑さ対策に配慮しながら、適時の換気を心がけてください。

また、厚生労働省のホームページ（※）において、障がい福祉サービス施設・事業所の職員のための感染対策マニュアル等が公表されていますので、ご活用ください。

※厚生労働省ウェブサイト「感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等」参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

2 医療機関との連携

入所施設におきましては、協力医療機関との連携体制等について改めて確認いただくとともに、入院の必要性がないと判断された陽性の入所者が施設内で適切に療養できる体制を確保いただくことで、地域における通常の医療体制が確保されるよう、引き続きご協力をお願いします。

【参考】「今夏の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた保健・医療提供体制の確認等について」（令和 6 年 7 月 24 日付け厚生労働省事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001280228.pdf>

3 感染症発生時の報告

事業所・施設で陽性者が確認された場合の報告については以下のとおりですので、適切にご対応いただきますようお願いいたします（陽性者が確認された場合の障がい福祉課への報告は、令和6年4月以降は不要）。

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日付け社援発第0222002号）より抜粋

1～3 [略]

4 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等
主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告
するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者
が1週間内に2名以上発生した場合

イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用
者の半数以上発生した場合

ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑
われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

5～9 [略]

※1 上記における「感染症」には、新型コロナウイルス感染症を含みます。

※2 本取扱いの対象となる障がい関係施設は、以下のとおりです。

- 障害福祉サービス事業所（訪問系サービスのみを提供する事業所を除く）
- 障害者支援施設
- 福祉ホーム
- 障害児入所施設
- 児童発達支援センター
- 障害児通所支援事業所
- 身体障害者社会参加支援施設
- 地域活動支援センター
- 盲人ホーム

【お問合せ先】

島根県健康福祉部障がい福祉課 加藤、森合

TEL:0852-22-5723、5327 FAX:0852-22-6687